

貴族院議會第一號速記錄事務委員會議案改正稅所得法

九二

云ふ點にあるのではなく、先づ第一には申告納稅制度に依つて自主的に申告をさせる、又もう一つの民主化と致しましては、所謂第三者の通報に依つて廣く民衆から監視をすると云ふ點でございます、併し是も第三者の通報制を餘り頼りに致して居る譯ではございません、從來の所得調査員と變つた構想の下に、現在もやつて居りまする税務協力員と云ふやうな制度を擴充強化致しまして、矢張り民衆に依つて税務署も監視すると共に、納稅者も監視すると云ふやうな制度を以て代へ行きたないと云ふやうに考へて居たのでござります、尙財產税の申告に付きましては、最初收入見込の約九割は申告納稅されるものと云ふことで考へて居つたのでござりまするが、最近二月中頭の成績に依りますと、大體八割でござります、其の後にも、期限後の申告が出て居ります、最初の申告納稅制度の試みとしては、大體豫期に近い成績を擧げて居るのでござります、段々申告納稅制度に慣れて参りますと、御心配のやうな懸念は解消されると我々は考へて居る次第であります

計算をやつて居る者は極めて僅少でありますまして、況や其の年の収入を豫算して、自分の所得を申告するなどと云ふことは先づ不可能だと考へます、從來の所謂前年度の実績申告にすら、我は町村役場に於て、口やかましく、納稅者を督勵指導致しまして、殆ど納稅者の申告の代辯をやつて居るやうな現状であります。只今伺ひますと、財產税は八割の申告の成績であつたと申されまするが、其の申告の内容を見ますると、實に難駁な據り所のない不完全極まる申告のものが多かつたのであります、こんな事は恐らく中央の當事者は其の末端の現状を御存じあるまい、従つて此の豫算申告制度等と云ふものは、アメリカのやうな高度の教養國民に於て初めて行はれるべきものであつて、敗戦日本の慘澹たる現状に於て果して是が望まれるか否かを私は疑ふのであります、若しも政府の豫算通り第一回の豫算申告から確定申告に至る四期の間の申告がうまく行かない場合には、極めて國家豫算が杜撰な、不安定なものになると考へますので、特にこの點を研究さるゝ必要がないかと考へるのであります、従ひまして、どうも現在の國情に於て斯かる豫算申告制度は尙早きに失するのぢやないかと云ふ考へを持つて居ります、此の點政府は十分留意されて、所謂納稅者の自覺を促がして、公平なる課稅を念願致します、其の次に所得稅調査會が此の度の改正に依つて廢止されるやうに伺つて居るのでありまするが、之に代るべき制度は何か御考へでありますか

委員會のことを書いて居りませぬ、私共と致しましては、別個に官制に依る協力委員會と云ふやうな各層の人を集めた税務署に對する督勵機關又納稅者に對する監視機關と云ふものを作りたいたいと考へて居るのでござりますが、唯從來と違ひまして賦課決定ではございませぬので、そこ等はどう云ふ風にして參加して戴くかと云ふことに付きましては目下研究中でござります、又關係方面とも打合せ中でござります。

○佐藤助九郎君 只今御伺ひしますと云ふと、何か代るべき制度を御研究中のやうでありまするが、抑々此の所得稅調查會制度なるものは非常な重大な役割を今日迄やつて來居ります、成る程此の度の改正に依つて、自主的に、納稅者が豫算申告をして行くと云ふ制度でありますから是は理想ではありまするが、先程も申上げた通りに、今日の國民の現状に於て容易でないと思ふのであります、從來此の制度は所謂官と民との間に立つて、全く補助的の重要な機關であつたものが、一朝にして廢止されると云ふことは、是は極めて妥當を缺く結果になりますが、せぬかと考へます、即ち此の調査會は民間のそれ／＼の各階級から精通した人が選抜されまして、上意下達、下意上達と云ふやうな、重要な補佐役をやつて來て居ります、殊に稅務官の仕事は諸官廳の中でも最も困難な、且つ繁雜なる仕事であります故に、其の調査員の役割も非常な大きなものであります、是がなくなつた場合に、果して公正な課稅が出來るでありますか、之を非常に懸念するのでありまするが、只今何か之に代るべき案を考

へて居られると云ふのでありますか
ら、多少懸念が解けましたが、願はく
ば寧ろより以上擴張して、強化し、一
般大衆に公平なる課税をされることを
特に希望する次第であります、其の次
に保険に對する控除の問題であります
が、保険金は申す迄もなく、所謂貯
蓄の部類に屬するものであります。
謂はゞ強制貯金のやうなものであります
す、今日一般大衆から申しますると云
ふと、貯金をすれば必ず國家に沒收さ
れるやうな氣持を持つて居ります、從
つて貯金は段々減る一方であります。
せめて此の保険を援助保護されまし
て、從來のやうな控除の制度を設けら
れる必要があると思ひます。が、此の
點政府としてはどう云ふ風に御考にな
りますか

べき問題でありますて、税に依つて保
險を獎勵すると云ふのは、最近の税全
體の行き方から行きますと、税に依つて
方法で考へて行くと云ふのが最近の傾
向であります、それや是やを考へまし
て、此の際之を廢止するのが適當だと
云ふ結論に達した譯でざいます
○佐藤助九郎君 私の質問は是で終ります
○片岡直方君 坐つた儘で宜しうござ
いますか
○委員長(黒田英雄君) どうぞ……
○片岡直方君 租稅の收入の見込を立
てます一番基礎である所の國民所得
本年度の國民所得と云ふことは、政府
に於てはどう云ふことを算定の基礎に
して居られますか、實は勿論今度は實績
課稅でなくして、豫算課稅であります、
さう云ふ所からも考へて居られると思
ひますし、それから又インフレーション
で段々名目的の所得が殖えると云ふ
風に、相當に國民の所得が殖えるもの
と御考になつて居るものと思ふのであ
りますが、其の程度又は御見込の基礎
を伺ひたいのであります、實は昨日御
伺ひましたが、一般國民の關心を持
つて居る石炭問題が解決しませぬ以上
は、なか／＼事業を再開すると云ふ
と非常に非常な障碍になつて居るのであり
ます、で大藏大臣の御説明に依ります
と、一應法人税を下げた所得稅も下げ
た、さう云ふ御話でありまするけれど
も、能く拜見しましても、どうも是は
割れぬものがあるのであります、實
際問題として二十一年度は所得稅が八
十六億圓、法人稅が十二億圓、二十二年
度の所得が四百十三億、法人稅が二十一
億、丁度所得稅は五倍になつて居ります

す、法人税は一・七になつて居ます、斯う云ふ風に數字から見ますと、下ばたから詰り間接税だけ非常に殖えたのでと云ふ御説明でありますけれども斯う云ふ風に調べて見ますと、どうやらこの所は私びんと來ませぬので、其の點に付きまして、もう一遍國民所得の點と増税との……税率は下げたにねらず、さふ云う風に實質的に殖えて居る譯でありますから、此の點に付て御説明を御願ひ致したい。

○政府委員(前尾繁三郎君) 今回の収の見込に付きましては、國民所得から割出したものではございません、國民所得も公式には幾らであると云算定をされたものはございません、ナあ世間に流布される五千億と云ふやうなものとの關係はどうかと申しますと、まあ煙草收入其の他を入れまして約一千億でござりますからして、二割に迄達しないと云ふ位の間隔でござります、併し我々が稅收の見込を立てます際に於きましては、是は全く實際に割出した、地に着いたものでなければならぬのでございます、従ひましてどう云ふ風な算定の仕方をしたかと云はれますと、甲種勤勞所得稅、從來の所謂給興に付きましては、最近の一千百圓と云ふのをベースにして算定致して居ります、又農業所得に付きましては、米價が五百五十圓と云ふのを基礎に致しまして、それに依つて收入を出して居る譯でござります、又事業所得、營業等に付きましては、最近の増加所得税に付きまして調査致して居りますがどうであるかと云ふやうな點を考慮して、それから推定致して居るものから致しまして最近の所得の状況がどうであるかと云ふやうな點を考慮して、それから推定致して居るものをございます、全く國民所得が幾ら

云ふやうな……是は算定の仕方が色々ありまするが、それから出して實際の稅收を立てましたのは是は全く見違ひの場合も多いのでござります、我と致しまして、之に昨年末と云ふ點金額を出して居る譯でございます。

○片岡直方君 一應それで了承致しましたが、先程御質問がありまして、一般國民が關心を持つて居る財產税の現況の御説明がありました、實は此の財產税を納めますることで相當に我々大臣、前の主税局長と色々御話をしまして、慈々家屋を擔保にして金を借りると云ふ場合に當りまして、銀行は極度に之を嫌がりまして金を貸しませぬ、さう云ふことはない筈である、日銀に交渉しましてもなかなか要領を得ませぬ、それで結局どうするかと云へば、金を貸さぬと云ふ證明を出して吳れと言ひましたけれども、それは出されと云ふことで非常に皆が苦慮致しました、で個々別々の場合に解決すると云ふやうなことでありますので、さう云ふ事情で相當に現實に家屋を擔保にして金を借りると云ふことで苦慮をして居るやうな現状であります、どうもそれが納められぬ場合は、大部分が延納になつて居るのではない御話がございましたが、もう少し無理な御註文かも知れませぬが、是は餘程八割大體付いた御見込と云ふやうな御話に付て私共實際問題で交渉した立場に居りまして、非常に苦慮して居ります

を抑へて、それ以上には殖えないものであり、又其の程度にはあるものだと云ふ風に考へまして、見込額を出して金額を出すして居る譯でございます。

云ふ風なことを示して戴きたいのであります。

○政府委員(前尾繁三郎君) 既に御承

知のやうに、延納はもう一番已むを得

ない場合でありますと、財產税の目

的を達しないと云ふことで、まあ成るべく延納は抑へなくてはならぬと云ふ

ことに付ては御了承を致されたことと思ひます、併し最近の是は先程申上げました二月十五日迄の申告でございま

すので、それに依りますと、最初はま

う十八億程度の延納と云ふ風に考へて

居つたのでありますと、延納の申請は約三十二億位出て居ります、併し其の

中、又可成り現金收入が最初考へて居りましたより殖えて参つて居ります

し、又最近の様子を聞いて居りますと、現金收入が可成り殖えて居るやうでござりますので、或は延納する額もグッと減るのではないかと云ふやうな氣も致して居るのであります。

○徳田昂平君 私も簡単にちよつと御尋ね致したいと思ふのですが、

税法第九條の七の株式の譲渡による利益に課税すると云ふことであります

が、是も申告税になつて居るのであり

ますが、申告に付きましては先程他の委員から御述べになりました通り非常

に困難ではないかと思ふのであります

、殊に株式の譲渡に依ります申告を

第三者的通報と云ふ如きものは、

は、他の申告に較べまして尙申告が困

難ではないかと思ふのであります。況ん

ど、第三者的通報と云ふやうなことは

出來ないだらうと思ふのであります

、第三者的通報と云ふやうなことは

出来ないだらうと思ふのであります

○佐藤助九郎君 ちよつと小さい問題であります。山林所得の中では私共の地方には屋敷林がありますが、其の屋敷林を伐採して處分した場合に、それだけ今迄課税をされて居るのであります。處が私共の地方では屋敷林は山林と全然性質が違ふのみならず、其の屋敷林と云ふものは、家を護る爲に屋敷林があるのですので、其の家を護る圓の負債が出来た、家を賣つても足らない、どうしても屋敷林を賣らなければならぬ、そこで屋敷林を賣つてそれで負債を處分をする場合に初めて處分するのであります。それに課税しないかと知れませぬが、ちよつと念の折問題になるのですが、尙それが繼續施行されるのでありますか、此の點、或は中央の方では例が少いので御分りあります。それが私共の地方では時には、殆ど納税不可能となるのであります。それが御伺ひして見たいのであります。

て課税する、それに依りまして、可なり從來よりも寧ろ輕減されて居るやうな形になつて居ります、又實際上さうなつて居るのでござりまするが、是は總て一時的所得だと云ふ觀念から出て居るのでございまして、只今の場合も或は非常に氣の毒な場合も起るかも知れぬが、一時的所得として課税する方針には何等變りないのでござりまする

〇委員長(黒田英雄君) 私からちよつと伺ひます、今度の税法の改正で色々増税になつて居りますが、是は勿論財の人は、獨身者と雖も全然課税にならない譯であります。

〇佐藤助九郎君 第十二條に所得金額の控除を四千八百圓と算定されて居まするが、是は何か基本的理由が含まれて居るのでありますか、唯單純に四千八百圓と御決めになつたのでありますか

○政府委員(前尾繁三郎君) 基礎控除の額は、必ずしも最低生活費を意味して居るものではございませぬ、租税に於きましては、成るべく、殊に所得税に於きましては、假令最低生活の人と雖も一圓、二圓の税金は納めて戴く、それに依つて國に對する自費と申しますか、財政に對する自費を持つて戴くと云ふのが狙ひでござります、従ひまして最低生活と云ふことは、或程度に於て我々は念頭には置いて居りますが、それのみに依つて考へて居るのでありますぬ、結局負擔が各階層の所得額に對して、此の程度の負擔が適當と云ふやうな税額を頭に描きまして、それを出すにはどう云ふやうな控除を持つて來れば宜いかと云ふので、算出して居る譯でございます、月額にして四百圓、從來の二百圓が大體倍額の四百圓と云ふ風な御考を願つたら御分りではないかと思ひます、尙今回は基礎控除は總て四千八百圓になつて居ります、従ひまして普通の事業所得は、從來千二百圓であつたものを四倍に引上げて居る譯であります、尙勤勞所得に對しては、所得額から二割の控除を致すことになつて居ります、従つて六千圓迄の人は、獨身者と雖も全然課税にならない譯であります。

政の收支を調整する上に於て必要なこととでやられたと思ふのでありますか、其の間に税源の涵養と云ふやうなことは何か御考になつたのでありますか、斯う云ふ非常の際でありますから、餘りさう云ふことに重きを置かれなかつたのか、何か税源を涵養して、將來の税收入を確保すると云ふやうな點に付て、御考になつたでせうか〇政府委員(前尾繁三郎君) 税源の涵養と云ふことは、租税の面で何等が特別の減輕をすると云ふことに相成ると思ひます、我々と致しましては、今回は別にさう云ふ點に付て考へて居りますが、實ろ是は世界的の風潮でござります、又成るべく租税は普遍的に課税するのだと云ふやうな風になつて居りますが、併し我々と致しましては、免稅と云ふ關係は整理されて參つて居業に對する減免稅の規定等に付ても、可なり問題視された向きもあるのであります。従ひまして主要物産の製造事業に對する減免稅の規定等に付ても、税源を涵養する爲に特に減輕をするやうな考はざいません

○委員長(黒田英雄君) 他に御質問ございませぬか、なければ討論に入りましたが、所渭税法を改正する法律案外七件の法律案を全部一括致しまして、討論に付したいと思ひます。

○男爵毛利元良君 私は原案に對しまして、賛成を致しますが、此の機會に思ひます、それは憲法が新しくなりまして、總ての行政、財政、經濟方面が從來と一轉をするのでござりますが、

官廳の末端に於まして、従来の方法とまるで變りますので、是は特に當局に於かれまして、國民に其の趣旨を廣く周知徹底をして戴くと同時に、關係官廳の問題に付きまして、從來の方法依りまして、國民の經濟に色々な變化がありましたが、例へば三月三日の新聞切替、又封鎖預金の設定、八月には第二封鎖の設定がありまして、其の都度國民は其の取扱に付きましての徹底を缺きまして、非常に迷惑をした所が多いのであります、殊に地方の金融機關に至りましては、相當長い期間しなければ取扱い方が徹底しないのであります、又新しい措置に付きまして、稅務署、金融機關に照會をしましても、さう云ふ通達はまだ來ない、話は聞いて居る、新聞にも出て居るが、其の通達に接しないと云ふやうな事例が澤山ございまして、取扱に非常に迷惑をしたことが多いのであります、今回は總てが變りますので、關係當局も御忙しいと思ひますが、一つは國民に對しまして、稅制の根本的に改革された要旨、それから其の内容に付きまして、新聞、ラジオ等で十分に徹底をして戴きたい、もう一つは只今申しましたやうに、末端の機關、それから金融機關、郵便局等、國民の經濟生活に直接關係があり、毎日の生活の必要な機関に対する申立ては、此の趣旨及び取扱の方法を迅速且明快に分るやうに、御通達と御取計らひを戴きたいと思ふのであります、さうしなければ、折角御當局

で色々御苦心をされましても、徹底致しませぬならば、取れるべき税金も取れない、其の爲に新しい税制が圓滑に運行出来ない爲に、國家の財政にも相當の影響を及ぼすと思ふのであります、委員會で追加豫算の問題も出来ましたが、恐らくさう云ふ所から、稅收が見込の額に達しないで、或は追加豫算が出るかも知れませぬが、私は特に其の點を當局に御願ひ致しまして、議題になりました法律案には全部賛成を致します

○委員長(黒田英雄君) 他に御發言はございませぬでせうか、他に御發言がございませぬければ、本案の採決を致したいと思ひます、本委員會に付託せられました所得稅法を改正する法律案外七件の法案全部、可決致することに御異議ございませぬか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
午前十一時十三分散會
出席者左の如し

委員長	黒田 英雄君
副委員長	子爵綾小路 謙君
委員	公爵二條 鴻基君
	侯爵中山 輔親君
	伯爵東久世通忠君
	子爵富小路隆直君
	子爵日野西資忠君
男爵長	白澤 保美君
男爵鶴殿	基連君
男爵毛利	家勝君
奥村	嘉誠君

政府委員

内務事務官	小山 完吾君
大藏事務官	片岡 昂平君
	柏村 信雄君
	佐藤助九郎君
	前尾繁三郎君

昭和二十二年五月十三日印刷

昭和二十二年五月十四日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局